

「平成 30 年度本人活動支援（きぼう青年学級開催）事業業務」委託

公募仕様書

きぼう青年学級を運営し、市内に在住し主に就労している知的障害のある人に対してスポーツ・文化等の余暇的活動を提供する。

- (1) きぼう青年学級を企画・運営する。事業の実施回数は 11 回以上とし、事業の開催時期及び実施時間については委託者及び実施者が協議して決定するものとする。
- (2) 会場、講師の決定及び利用申込の受付は受託者が行うものとする。また、安全管理のため、体制を整える。
- (3) 事業の開催に当たり、受託者は受講者から実費相当分の費用を徴収することができる。
- (4) 受講者の募集及び決定、通知、出欠の確認、傷害保険の加入、緊急時の引き渡し連絡先名簿の作成等の事業開催に伴う事務処理、個人情報管理は受託者が行うものとする。